

給与所得控除の計算方法の改正について

平成 24 年度税制改正により、平成 26 年度から給与所得控除の計算方法が改正されます。これにより、下表のように給与所得控除に上限が設定されます。

給与等の収入金額 (円)		給与所得控除額	
		改正前	改正後
超	以下		
	1,800,000	収入金額×40% (65万円未満は65万円)	収入金額×40% (65万円未満は65万円)
1,800,000	3,600,000	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+18万円
3,600,000	6,600,000	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+54万円
6,600,000	10,000,000	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+120万円
10,000,000	15,000,000	収入金額×5%+170万円	収入金額×5%+170万円
15,000,000			245万円

